

ワイマール憲法下における 選挙制定の歴史的考察

村 田 孝 雄

目 次

1. は し が き
2. ワイマール以前
3. ワイマール時代
 - (1) 制度の概要
 - (2) 2つの弊害
 - (イ) 有権者と議員間の疎遠
 - (ロ) 小党分立
 - (3) 改善の試みとその不成功
4. む す び

1. は し が き

ワイマール時代の比例選挙制度は、「有権者と議員間の疎遠」と「小党分立」という2つの弊害を招き、議会政治の不安定と政権の弱体化を生ぜしめ、挙句の果には共和制崩壊の大きな原因となった。西ドイツの選挙法は、このワイマール時代の選挙制度に対する反省にもとづいて制定されたことは、今や周知の事実となっている。

したがって現今、西ドイツ選挙制度を考察するにあたっては、その歴史的背景をなすワイマール時代のそれを回顧することがぜひ必要である。

このような見地よりして、わが国において選挙法改正問題が大きな論議の対象となっている今日この頃、ドイツ憲法史上最初の国民主権国家たるワイマール共和国の選挙制度につき、その変遷のあとをたどりながら、歴史的考察を加えることにしたい。

なお、本稿においては、その歴史的な角度より、さらに遡ってその前史た

るビスマルク帝国時代の選挙制度にも言及することにしたい。

2. ワイマール以前

全ドイツ国民の代表機関たる議会のための選挙問題は、すでにフランクフルト国民会議で論議の対象にされた。フランクフルト国民会議は、ライヒ議会（フランクフルト憲法上のライヒ議会は二院制で、*Staatenhaus*と*Volkshaus*の両院より成り、*Volkshaus*が国民によって選出される）の選挙について、普通、平等および直接選挙の諸原則を保障し⁽¹⁾小選挙区絶対多数（*absolute Mehrheitswahl in Einerwahlkreisen*）の制度を採択した。1849年4月12日のフランクフルト選挙法がこれである。しかしフランクフルト選挙法は、フランクフルト憲法と同様に、ついに実施をみるに至らなかった。

全ドイツ国民の恒常的な代表機関として、北ドイツ同盟(*Norddeutscher Bund*)の設立と共に、初めてライヒ議会が設置された。このライヒ議会のための1869年5月31日の選挙法の制定にあたっては、フランクフルト選挙法が模範となっている。⁽²⁾1869年選挙法は、フランクフルト選挙法と同じく、民主的選挙権を保障し当時の最も進んだ選挙法のひとつである。⁽³⁾本選挙法は、1871年に誕生したドイツ帝国（ビスマルク帝国）に受け継がれ、1918年まで有効に存続した。普通、直接および秘密選挙の諸原則は、1867年の北ドイツ同盟憲法（20条）および1871年のドイツ帝国憲法（20条）にも、保障されている。しかし、ビスマルクがフランクフルト選挙法にならって民主的選挙権を採用したのは、民主的選挙権そのものを好んだためではなく、ライヒの設立にあたって民主的選挙権を信仰する広範な国民運動に支えられた事情による。⁽⁴⁾

1869年選挙法によれば、ライヒ議会⁽⁵⁾の議員数は397人、満25才以上のすべての男性が選挙権をもち、フランクフルト選挙法におけると同じく小選挙区絶対多数選挙制にしたがって選挙が行われる。絶対多数を獲得する候補者なき場合には第一順位者と第二順位者間で決戦投票（*Stichwahl*）が行われる。小選挙区制つまり多数代表制は、しかし、ほとんどすべての

政党が地域的政党であったため、二大政党制をもたらさず、ライヒ議会には常におよそ 12 ないし 16 の政党がそれぞれをの代表者を送り込んでいた⁽⁶⁾。

1869年選挙法は、その有効期間にわたって、充分その機能を発揮した。しかし1864年12月3日の国勢調査に由来する選挙区の区割りに一度も変更が加えられなかった⁽⁷⁾。不均衡な住民の増加および集中のため、産業都市に重点をもつ社会民主党がとくに不利となった。このような事情を背景として比例代表制が強く叫ばれるようになった。政府は改革を不可避と考えて1918年改正案をライヒ議会に提出し、ここによりやく改革が実現せられた。厳正拘束名簿式比例選挙(Verhältnismahl mit streng gebundenen Listen)が、ドント方式(d'Hondtsches Verfahren)の適用のもとに、大都市および産業地帯について採用されることとなった。1918年8月24日の選挙法がこれである。しかし、本選挙法は、その後間もなく勃発した1918年11月の革命のため、日の目をみずに終わった。

- (1) フランス革命に由来する普通、平等、直接および秘密選挙の諸原則は、すでにフランクフルト国民会議の議員の選出にあたって適用されている。 Apelt, Geschichte der Weimarer Verfassung, 1946. S. 178.
- (2) Meyer-Anschütz, Staatsrecht, 7 Auflage, 1919, S. 175.
G. Meyer, Das parlamentarische Wahlrecht, 1901. S. 241.
- (3) Seifert, Bundeswahlgesetz, 1957. S. 13.
- (4) Apelt, a. a. O. S. 178.
- (5) 男性のみが有権者であることは本法律には明示されていない、なぜなら本法律はそのことを自明のことと考えたからである。
Meyer-Anschütz, a. a. O. S. 504.
- (6) Seifert, a. a. O. S. 13.
- (7) Kaisenberg, Zeitschrift für gesamte Staatswissenschaft, Bd. 90.
1931. S. 452.
- (8) この不均衡は、Schaumburg-Lippe 選挙区と Berlin-Nord-Nordwest 選挙区を比較してみた場合、最も極端である。1912年において、すでに前者においては約11000人の有権者が1議員を選ぶが、後者においては約220000人の有権者が1議員を選ぶ。したがって後者における1票は前者における1票の約20分の1の重さしかない。Kaisenberg, a. a. O. S. 453. さらに1912年の最小の選挙区たる Schaumburg-Lippe と最大の選挙区たる Teltow-Charlottenburgを

比較するに、12000人の有権者をもつ前者の1票は300000人の有権者をもつ後者の1票の約25倍の重さをもった。Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, Bd. III, S. 894,

3. ワイマール時代

(1) 制度の概要

ワイマール憲法によれば、ライヒ議会（Reichstag）議員は、普通、平等、直接、秘密の選挙により、20才以上の男女によって、比例選挙の諸原則にしたがい、選挙される（22条⁽¹⁾）。選挙年令が20才に引き下げられたことと女性に選挙権が与えられたことによって有権者数は2倍以上となった。また比例代表制は憲法上要求されることとなった。この選挙年令の引き下げ、婦人に対する選挙権の賦与および比例代表制の採用が、ワイマール以前の選挙制度に対して加えられた大きな変革である。憲法制定国民会議では比例代表制は、Friedrich Naumann 議員がそれに反対しただけで⁽²⁾、問題なく採用された。

ワイマール憲法が要求する比例代表制は憲法制定国民会議が制定した1920年4月27日の選挙法によって具体化されている。ワイマール選挙制度はその後1924年3月6日の選挙法によって最終的に規制されているが、1924年選挙法は1920年選挙法に本質的変更を加えるものではなかった。ワイマール選挙法によればワイマール選挙制度の概要は次の如くである。

議員数は可変的であって、投票者数と共に変動する。住民がたえず増加したため議員数もたえず増加し、1920年の459人から1933年には647人に及んでいる。全国が35の選挙区（Wahlkreis）に分たれ、余剰票の利用のためにその上にいくつかの選挙区の結合よりなる全国16の選挙区連合（Wahlkreisverband）がつくられ、さらにその上に全国大のライヒ選挙区（Reichswahlkreis）がつくられる。したがって、各政党の名簿には、選挙区に提案する区選挙名簿（Kreiswahlvorschlag）、選挙区連合に提案するいくつかの区選挙名簿の結合よりなる連合区選挙名簿（verbundene Kreiswahlvorschläge）、およびライヒ選挙区に提案するライヒ選挙名簿

(Reichswahlvorschlag od, Reichsliste od, Zentralliste) がある。ライヒ選挙名簿上の候補者は同時に区選挙名簿に提案されることも妨げない。全国 35 の各選挙区より 10 人ないし 20 人が、厳正拘束式比例選挙⁽³⁾にしたがって、選ばれる。6 万票に 1 議席が割当てられる（自動方式 *automatisches System*）。余剰票（*Reststimme*）は選挙区連合において各政党毎に集計され 6 万票に 1 議席が割当てられる。選挙区連合において議席を割当てる場合、連合区選挙名簿に結合したいくつかの区名簿間の順位は各区名簿の余剰票数の多少によってきまる。余剰票はさらにライヒ選挙区に送られる。ライヒ選挙区においては余剰票が各政党毎に集計されて 6 万票毎に 1 議席が割当てられ、残余の余剰票は 3 万票を超える場合 6 万票と同一視されてそれに 1 議席が割当てられ 3 万票未満の場合は切捨てられる。以上の如き選挙制度にあつては、投票はほとんど余すところなく利用され、したがって比例選挙の原理が純粹に生かされることとなる。ワイマール選挙法を制定した憲法制定国民会議は、厳正拘束名簿式以外の方式は最初から拒否した⁽⁴⁾。また、そこでは、余剰票の利用をおろそかにするドント方式を採用した国民会議議員の選挙が得票数に正しく比例した議席を諸政党にもたらさなかつたため、ドント方式を不満として一致してしりぞけ、自動方式をとった⁽⁵⁾。

- (1) すでに 1918 年 11 月 12 日の国民委員会 (*Rat der Volksbeauftragten*) の呼かけ (*Anruf*) が、婦人選挙権、選挙年令の 20 才への引き下げおよび比例選挙の採用を、求めていた (*Apelt, a. a. O. S. 179.*)。また憲法制定国民会議の議員を選ぶための 1918 年 11 月 30 日の命令は、婦人にも選挙権を与え、選挙年令を 20 才に引き下げ、比例選挙を定めていた。しかし、本命令にあつては、ワイマール選挙法とは異って、議員数が一定しドント方式がとられ余剰票の利用は行われなかつた。
- (2) *Naumann* 議員は、比例選挙は政党細分を招き議院内閣制と両立しないとして、比例選挙に疑念を提起した。彼は英国の二大政党制が国民性ではなく選挙法にもとづくことを指摘した。*Naumann* 議員は憲法委員会で激しい反対にあい孤立し、彼の警告は無視されたが、彼の予言はその後の歴史によって確認されることとなった (*Apelt, a. a. O. S. 97. S. 179. S. 296.*)。
- (3) 比例選挙には名簿を伴う選挙と名簿を伴わない選挙とがある。
名簿には厳正拘束名簿 (*strenggebundene (starre) Listen*)、単純拘束名簿

(lose (einfach) gebundene Listen) および自由名簿 (freie Listen) とがある。厳正拘束名簿式比例選挙にあっては、選挙人は、名簿上の候補者とその順位をかえることができず、したがって諸政党の提出した名簿の1つにその内容に何ら変更を加えずに投票しなければならない。ドイツの1920年および1924年のライヒ選挙法、1949年1953年および1956年の連邦選挙法、フランスの1946年選挙法がこれである。単純拘束名簿式比例選挙にあっては、選挙人は名簿上の候補者の順位に変更を加えて名簿に投票することができる。イタリアの1919年1948年、1953年および1956年の選挙法や、オーストリーの1949年の選挙法がこれである。自由名簿式比例選挙にあっては、選挙人は、名簿上の候補者の順位を変更できるのみならず、異った名簿上の候補者を組み合わせ、場合によっては名簿上に提案されない無所属候補者 (Wilde) を組み入れ、選挙人独自の名簿を作成することによって、名簿上の候補者自身に変更を加えることができる。スイスの1919年選挙法、フランスの1919年選挙法、ノールウェーの1920年選挙法、スウェーデンの1920年選挙法がこれである。

名簿を伴わない比例選挙には、非委譲式単記投票 (unübertragbare Einzelstimmgebung) と委譲式単記投票 (übertragbare Einzelstimmgebung) とがある。前者にあっては、同一政党の各候補者が単独に異った投票区 (Stimmkreis od. Aufstellungskeis) より立候補し、いくつかの投票区よりなる選挙区 (Wahlkreis) において集計された票に比例して議席が各政党に配分される。同一政党内の候補者の順位は各候補者の得票数に従う。デンマークの1953年の選挙法、ドイツの1924年の政府案 (23の技術的用語的偏則を含む) がこれに属する。後者にあっては、候補者は単独に立候補し、選挙人はある候補者に投票する際に当該候補者以外の候補者に順位 (2. 3. 4……) をつけることができ、当該候補者が当選するのに必要な得票数 (当選基数) を上廻る票は、順位にしたがってそれ以外の候補者に委譲される。アイルランドの1923年の選挙法がこれである。

厳正拘束式比例選挙にあっては、選挙人は1つの政党を選択することができるにとどまる。単純拘束式比例選挙、自由名簿式比例選挙となるにつれ、選択の余地が大きくなり、名簿を伴わない比例選挙においては候補者は単独に立候補する。

なお、比例選挙制と多数選挙制の組合わせ選挙制 (Kombinationswahlssystem) に、形式的組合わせ (Formalkombination) と混合選挙制 (Mischwahl-system) とがある。前者にあっては、各政党に配分される議席数は比例選挙制の原則にしたがってきまるのであるから、両制度の組合わせは形式的なもので、小選挙区における落選者の中最高位の者を以て比例調整を行う方式や、西ドイツにおける如く名簿上の候補者によって比例調整を行う方式がこれに属する。後者にあっては、両制度は全く独立するもので、Grabensystemなどがこ

れに属する。

Seifert, a. a. O. S. 8 ff.

(4) Seifert, a. a. O. S. 14.

(5) Apelt, a. a. O. S. 179f.

(2) 2 つの弊害

ワイマール時代の選挙制度の弊害は、有権者と議員間の疎遠（Entfremdung）と小党分立という2点に要約することができる。

① 有権者と議員間の疎遠⁽¹⁾

厳正拘束名簿式比例選挙にあっては、選挙人は、諸政党の提出した名簿の1つを、名簿の内容に変更を加えずに、選択するにとどまる。そこには、有権者と政党間の結びつきがあるだけで、有権者と議員個人間の結びつきがない。まさに選挙人が選挙するのではなくして、名簿を作成する政党組織が選挙するのである⁽¹⁾。政党組織によって名簿上有利な順位を与えられた候補者は、当選が確実となるからである。さらに、議員が退いた場合真剣に選挙戦に参加せずしたがって有権者にほとんど知られていない名簿上下位の候補者が補欠員（Ersatzleute）として議会に送られたこと、余剰票にのみもとづいてライヒ名簿上の候補者が議席を得たことも、有権者と議員間の疎遠を助長した⁽²⁾。「議員と選挙区および選挙区連合に対する関係はますます弛緩し、投票の家畜（Stimmvieh）に貶されたと感じた国民は、議会とそこで行われる政治に、興味を失った⁽³⁾」。

(1) 有権者と議員間の疎遠を避けるため定員4名の小さな選挙区がライヒ政府によって提案されていたが、できるだけ速かにライヒ議会の選挙を行う必要の前に政府案は熟する暇がなかったのである。すでに憲法制定国民会議の議員の選出が平均定員12人の大きな選挙区にしたがって行われていたのであり、それにならって前述の如く定員およそ10人ないし20人の大きな選挙区がとられたのであった。（Seifert, a. a. O. S. 14.）。

(2) 名簿の作成に際し、すべての関係諸団体が団体の代表者に名簿上有利な地位を与えることを政党に迫ったため、名簿の定立は困難をきわめた。Kaisenberg, Die Wahl zum Reichstag, 1930, S. 3; Kaisenberg, Zeitschrift für gesamte Staatswissenschaft, Bd. 90. 1931. S. 457.

(3) Kaisenberg Die Wahl zum Reichstag, 1930. S. 3.; Kaisenberg,

Zeitschrift für gesamte Staatswissenschaft, Bd. 90. 1931. S. 457f.

(4) Apelt, a. a. O. S. 379.

㊦ 小 党 分 立

比例選挙は政党細分（*Pateizersplitterung*）すなわち小党分立を招いた。とくにワイマール選挙法の自動方式は、小党の得票も正確な比例計算で余すところなく生かす制度であったため、これが、小党に幸いし、小党分立を一層促進した。憲法制定国民会議議員の選出のための選挙戦には19の政党が参加したが、1920年6月の第1回の選挙戦には、24、1924年5月の第2回の選挙戦には、27、1924年12月の第3回の選挙戦には24、1928年5月の第4回の選挙戦には35、1930年の第5回選挙戦には27の政党が参加した⁽¹⁾。議会に代表者を送った政党数は8（国民会議1919）、10（1920）、12（1924 I）、12（1924 II）、15（1928）、17（1930）、15（1931 I）、14（1932 II）、12（1933）であった⁽²⁾。小党分立は、議会内における統治能力ある多数派政府の成立を、ますます困難にした。Scheidemann 政府から Schleicher 政府までの21のワイマール共和政府の中、わずかに8つの政府が多数派政府すなわち議会内の多数派の連立に支えられた政府であって、その他の13はすべて少数派政府であった⁽³⁾。また24年以降採用された投票用紙の官給制も小党分立に幸いした⁽⁴⁾。小党分立は、左右両翼にますますラデカル化する政党事情と相まって、ワイマール末期には統治能力ある多数派政府の成立を不可能にし、この政府の危機がワイマール共和制そのものの崩壊に大きく寄与したのである。F. Glum は、「比例選挙制度のために政党の細分が余りに大きかった。……思いきった選挙法の改正のみが救済をもたらしえたであろう」と回顧する⁽⁵⁾。

(1) Kaisenberg, Zeitschrift für gesamte Staatswissenschaft, Bd. 90. 1931. S. 458.

(2) Huber, a. a. O. S. 872.

(3) Glum, Das parlamentarische Regierungssystem in Deutschland, Grossbritannien und Frankreich, 1950. S. 244.

(4) Kaisenberg, a. a. O. S. 457. 24年以前には各党は投票用紙を選挙人が投票場に入場する際に選挙人に手渡さなければならなかった。投票用紙は政党の宣伝

手段であったのである。大きなよく組織された政党のみがよくかかる仕事にたえた。官給の統一的投票用紙の採用は小さな政党の負担を軽くし、小党分立をきわめて促進する。

Kaisenberg, Die Wahl zum Reichstag, 1930, S. 9,

(3) 改善の試みとその不成功

以上の弊害に対して、ワイマール共和制が何らなすすべなく、手をこまねいて傍観していたわけではない。ワイマール共和制の改善の努力は、たとえそれが不成功に終わったとはいふものの、本稿において言及するに値するであろう。

ワイマール選挙制度の欠点は余りにも明かであり、したがってそれに対する批判も絶えることがなかった。しかし、比例選挙の原則はワイマール憲法上の原則であったから、改善の試みはすべて比例選挙の原則の枠内にとどまったことは当然である。改正案は政府によって提案された外、新聞その他の刊行物においても数多く提案されたのであった。

第二次 Marx 内閣は、抜本的改善を企てる改正案⁽¹⁾を1924年8月に議会で提案した。しかし、この改正案は議会の解散のために審議されずに終わった。それに続く政府はほとんどすべて改革をもくろんだ。たとえば、宰相 Dr. Luther は1926年1月26日にライヒ政府は選挙立法の改善に真剣に着手するつもりであると言明し、第三次 Dr. Marx 内閣はこの言明をくり返し、Hermann Müller 政府は1928年7月3日に選挙改革にあらためて着手することを確約した⁽²⁾。さらに1930年8月20日に Brüning 内閣は選挙改革法案⁽³⁾をライヒ参議院に提出している。

新聞その他の刊行物において改革案を提起した人々の中には、W. Jellinek 教授 Thoma 教授 Kelsen 教授などが、含まれている⁽⁴⁾。

ワイマール選挙制度に対する批判がますます強まり、政府の側からも民間の側からも積極的な改革案が提出されたにもかかわらず、ついに選挙制度の改革は成立しなかった。選挙法の改革はライヒ議会を通過することができなかった。「なぜなら、小政党は比例選挙法に固執し、また大政党においても指導的議員はとくに努力を要せずして再選が確実であることに余

りに慣れ切って職業的地位の万一の動揺を考えたがらなかったからである。⁽⁵⁾ ⁽⁶⁾」

- (1) 本改正案によれば、35の大きな選挙区のかわりに156の小さな選挙区が採用され、この156の選挙区は16の選挙区連合に包括される。クライス選挙名簿（Kreiswahlvorschlag）には2人の候補者までの記載しか許されない。投票は政党別に選挙区連合毎に集計され、各政党は75,000票毎に1議席の割当てを受ける。政党に割当てられた議席は得票数にしたがって各候補者に配分される。名簿上の第2位の候補者にはその場合名簿の得票数の半分が与えられる。しかしライヒ名簿は維持される。以上の改正案によれば、候補者と有権者とが接近し、有権者と議員の疎遠という弊害が除去されることとなる。Vgl. Seifert, a. a. O. S. 16. Kaisenberg, Die Wahl zum Reichstag, 1930, S. 4.; Kaisenberg, Zeitschrift für gesamte Staatswissenschaft, Bd. 90. 1931. S. 460f.
- (2) Kaisenberg, Die Wahl zum Reichstag, 1930. S. 4.; Kaisenberg, Zeitschrift für gesamte Staatswissenschaft, Bd. 90, 1931. S. 461.
- (3) 本草案は、小さな選挙区を採用しライヒ名簿を廃止することにより候補者個人と有権者間の接近をはかり、他方余剰票の集計と利用に限度を設け投票用紙の官給制を廃止することにより小党分立を阻止しようとするものであった。Kaisenberg, Zeitschrift für gesamte Staatswissenschaft, 1931. S. 465ff.
- (4) Kaisenberg, Die Wahl zum Reichstag, 1930. S. 4f.; Kaisenberg, Zeitschrift für gesamte Staatswissenschaft, Bd. 90. 1931. S. 461 ff.
- (5) Glum, a. a. O. S. 232.
- (6) 1933年1月30日に、ヒットラーはライヒ宰相に任命され、政権はナチスの掌中に歸した。政権を掌握したナチスは間もなくにして一党独裁の国家を完成するに至った。すなわち、ナチスの党勢拡張のため行われた1933年3月5日の選挙において、ナチスは大勝を収めた。ついでヒットラーは共産党議員の議会入場を禁止し社会民主党を禁止処分に付した。その他の諸政党も解散を余儀なくされた。その後1933年7月1日に「政党新設禁止法」が制定されるに及んでナチスによる一党独裁が法的にも基礎づけられた。一党独裁によって民主的基礎を失ったワイマール選挙法もその実を失うこととなった。山田晟，ドイツ近代憲法史，1963年，p. 120 以下参照。

4. む す び

ドイツの選挙制度は、ワイマールの選挙制度にしても、西ドイツのそれにしても、歴史的経験が制度の形成に決定的影響を及ぼした⁽¹⁾ ことは、

程度の差こそあれ、他の諸制度一般に共通して見うけられる傾向である。

ワイマールの比例選挙制度は小選挙区制をとるビスマルク憲法時代の経験にもとづく。

ビスマルク憲法時代に、大都市および産業地帯における人口の増加のため、1代表権あたりの有権者数の間に大きな不均衡が生じた。この不均衡はとくに社会民主党に不利に反対に保守諸政党に有利に働いた。比例的正義を重要視する比例選挙制度がワイマール選挙制度となったのは、ビスマルク憲法時代のかかる歴史を背景とする。

しかしながら、ワイマール憲法下の比例選挙制度も、すでにのべた如く、「有権者と議員間の疎遠」と「小党分立」という、大きな弊害をもたらした。

このようにしてワイマール憲法時代の歴史を背景として生れた西ドイツ選挙法は、この弊害を除去するため、一方においては比例選挙制度に小選挙区制を加味し、他方においては阻止条項を採用している。阻止条項が小党分立の阻止に大きな効果をあげていることは前述の通りであるが、有権者と議員間の疎遠という問題は、小選挙区制によって選ばれる半数の議員（選挙区議員）については解決済みであるが、残る半数の議員（名簿議員）については未解決であり、将来の検討に委ねられている。

さてわが国において今日選挙制度の改正が議論の的となっている。ワイマール時代の比例選挙制度はもちろんのこと、西ドイツに見られる如き小選挙区制を加味した比例選挙制度にしても、すでにのべたような数々の弊害が伴うかぎり、その採用には慎重さを必要とする。

しかし、もし比例的正義を重要視しようとするならば、何はさておき「有権者と議員間の疎遠」という弊害の少ない個人立候補の比例選挙制度を考えるべきであろう。けだし、国会議員が国民から遊離することは、民主主義が十分に定着していない場合には、とくに警戒を要する現象だからである。

- (1) 豊田悦夫, 西ドイツ選挙制度とその史的背景, 法学論叢, 第78巻, 第6号, p. 109. 110.